

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	五
○福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則	
告 示	五
○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件	
○土地改良区の定款の変更を認可した件	五
○耕地整理組合の臨時代理者として指定した件	五
○道路の区域を変更する件	五
○道路の供用を開始する件	五
公 告	五
○一般競争入札を行う件	五
○落札者を決定した件	五
福島県公安委員会	
○道路交通法による指定講習機関として指定した件の一部を改正する件	五
○道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件の一部を改正する件	五

規 則

福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年九月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第七十号

福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立テクノアカデミー条例施行規則（昭和四十四年福島県規則第百十四号）の一

部を次のように改正する。
附則第四項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（産業人材育成課）

告 示

福島県告示第六百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十七年九月二十五日から平成二十八年一月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年九月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン八山田 福島県郡山市八山田第二土地区西整理地内百二十一街区二号ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）

株式会社マツモトキヨシ

代表取締役 松本 南海雄

千葉県松戸市新松戸東九番地一

株式会社ファーストリテイリング

代表取締役 柳井 正

山口県山口市大字佐山七百七十七番地一

（変更後）

株式会社エムケイ東日本販売

代表取締役 岡野 恵一

宮城県仙台市青葉区一番町三丁目六番四号

株式会社GOVリテイリング

代表取締役 中嶋 修一

山口県山口市大字佐山七百七十七番地一

三 変更した年月日

1 株式会社エムケイ東日本販売 平成二十三年四月一日

2 株式会社GOVリテイリング 平成二十二年四月二十一日

- 四 届出年月日
平成二十七年九月三日
- 五 届出をした者
中道リース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、白河市土地改良区から平成二十七年八月三十一日付けで申請のあった定款の変更について、同年九月十六日認可した。

平成二十七年九月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

福島県告示第六百九十二号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第二条第一項の規定によりなおその効力を有する耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第七十三条第四項の規定により、双葉郡請戸村大字請戸耕地整理組合の臨時代理者として平成二十七年九月十四日次の者を指定した。

平成二十七年九月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

福島県告示第六百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十七年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道中野 須賀川線	須賀川市袋田字大橋八 五番地先から	変更前 A 五・〇 一七・〇		九七五・〇

同 市袋田字守子五
六番一地先まで

変更後

B	九・八 三七・五
B	九・八 三七・五

(道路計画課)

福島県告示第六百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十七年九月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道三株下市萱小川線	いわき市小川町塩田字宮ノ後五 番八地先から 同 市小川町高萩字家ノ前四 番一地先まで	平成二十七年九月二十五日

(道路計画課)

公 告

公告第223号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年9月25日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 電離箱式測定装置 5式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年3月25日（金）
- (4) 納入場所 モニタリングポスト二ツ沼局ほか計5か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年10月16日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成27年9月25日（金）から同年10月16日（金）まで（土曜日、日曜日及び同年10月12日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年10月5日（月）午後3時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年11月6日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年11月5日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Ionization Chamber-type Measuring Apparatus 5sets
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 6 November 2015
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 5 November 2015
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第224号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年9月25日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ゲルマニウム半導体測定装置 2式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年8月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
宝化成機器株式会社 福島県郡山市喜久田町卸一丁目62番地1
- 5 落札金額
38,448,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年7月14日

(入札用度課)

福島県公安委員会告示第51号

道路交通法による指定講習機関として指定した件（平成2年福島県公安委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

平成27年9月25日

福島県公安委員会委員長 渋 佐 克 之

1の表14の項中「有限会社県南自動車学校」を「株式会社県南自動車学校」に、「穂積功久」を「穂積功」に改め、同表27の項中「吉野英吾」を「吉野弘美」に改める。

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第52号

道路交通法による指定講習機関として指定した件（平成26年福島県公安委員会告示第33号）の一部を次のように改正する。

平成27年9月25日

福島県公安委員会委員長 渋 佐 克 之

1の表株式会社県南自動車学校の項中「穂積功久」を「穂積功」に改める。

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第53号

道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件（平成12年福島県公安委員会告示第31号）の一部を次のように改正する。

平成27年9月25日

福島県公安委員会委員長 渋 佐 克 之

1の表有限会社県南自動車学校の項中「有限会社県南自動車学校」を「株式会社県南自動車学校」に、「穂積功久」を「穂積功」に改める。

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第54号

道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件（平成12年福島県公安委員会告示第35号）の一部を次のように改正する。

平成27年 9 月25日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

- 1 の表吉源木材株式会社の項中「吉 野 英 吾」を「吉 野 弘 美」に改める。
(運転免許課)